

ものづくりマイスター推進会議 開催要綱

1 趣旨

若者のものづくり離れ、技能離れが見られる中、若者が進んで技能者を目指す環境の整備や産業の基礎となる高度な技能を有する技能者の育成等が課題となっていることから、平成25年度より新たに「若年技能者人材育成支援等事業」を創設し、若年技能者の人材育成、技能尊重気運の醸成等を図ることとしており、この一環として、ものづくりに関し相当の技能・経験を有する者を対象に、「ものづくりマイスター」制度を設け、若年技能者への実技指導を行うなど、本事業の中心的役割を担うこととしている。

この「ものづくりマイスター」の認定要件、対象分野等の基本方針の確立、その他ものづくりマイスター制度の効果的な運用に資する方策について、提言等を得るため、有識者による「ものづくりマイスター推進会議」（以下「推進会議」という。）を開催する。

2 検討事項

- (1) 「ものづくりマイスター」の認定・登録方針について
- (2) 「ものづくりマイスター」制度に係る効果的な運営のあり方について
- (3) その他「ものづくりマイスター」に関すること

3 推進会議の運営

- (1) 推進会議は、厚生労働省職業能力開発局長が、随時、参集を求めて開催する。
- (2) 推進会議の庶務は、厚生労働省職業能力開発局能力評価課にて行う。
- (3) 推進会議の座長は、参集者の互選により選出する。

4 会議及び議事録の公開

会議、議事概要及び資料を公開とする。

ただし、特段の事情がある場合には、座長の判断により、非公開とすることができることとする。